

平成23年10月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第3752号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年7月22日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 竪 十萌子

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス

株式会社

同職務執行者 浅野俊昭

同訴訟代理人支配人 長澤孝之

同 佐々木貴彦

同 能勢利之

主 文

1 被告は、原告に対し、100万6311円及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、108万9872円及びうち100万6311円に対する平成22年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

### 3 仮執行宣言

#### 第2 事案の概要

本件は、貸金業者である株式会社マルフク（現商号は株式会社ヴィラージュ・キャピタル。以下「マルフク」という。）及び被告との間で、包括契約に基づき借入れと弁済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引に関し、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率（以下単に「制限利率」という。）を超えて利息として弁済を続けてきた原告が、制限利率に引き直して計算すると過払金が生じている等と主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づく過払金100万6311円並びにこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで民法所定年5分の割合による民法704条前段の利息及び確定利息8万3561円の支払を求めた事案である。

#### 1 基本的事実（当事者間に争いがない。）

- (1) マルフク及び被告は、いずれも貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）における貸金業の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、マルフクとの間で、平成6年7月28日ころ金銭消費貸借の基本契約（包括契約）を締結し、同日から平成14年4月11日までの間、制限利率を超過する約定利率で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の年月日欄記載の日に、同「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、又は同「弁済額」欄記載の金員を弁済する取引を繰り返した。
- (3) 平成14年3月29日、マルフクは、被告（当時の商号はディックファイナンス株式会社）との間で、同年5月2日をもってマルフクの貸金債権等を譲渡する旨の資産譲渡契約を締結し（以下この契約を「本件譲渡契約」という。），売買を原因とする債権譲渡登記を経由した。
- (4) 原告は、被告との間で、平成14年5月13日から平成21年4月11日

までの間、制限利率を超過する約定利率で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の年月日欄記載の日に、同「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、又は同「弁済額」欄記載の金員を弁済する取引を繰り返した。

(5) 被告は、平成22年9月2日、原告に対し、134万900円を弁済した。

## 2 争点

- (1) 被告による過払金返還債務の承継の有無
- (2) マルフク及び被告についての悪意の受益者性の有無

## 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（被告による過払金返還債務の承継の有無）について

### ア 原告

(ア) a 本件譲渡契約において、被告は、同契約に基づき被告に譲渡される、譲渡対象資産に含まれる契約に基づき生じる義務のすべてを承継する（同契約1. 3条）とされている。また、同契約には、マルフクは、クロージング日（平成14年5月2日）までの間、同契約に基づき被告に譲渡される契約上のいかなる重要な権利も修正、変更又は放棄せず、かかる契約を終了しない旨の条項（同契約6. 2条(d)）があるが、これは、契約上の地位を移転するからこそ、かような約定となっているというべきである。さらに、同契約9. 1条(d)においては、クロージング日（同日を含む。）までにマルフクに対して書面により主張された、超過利息の支払についての返還請求に限り、それによる損失等について、マルフクが被告に補償するものとされており、このこと等からすれば、クロージング日より後に借主から主張された過払金については、マルフクではなく被告が負担する約定であったということになる。

本件譲渡契約1. 3条括弧書きで承継が限定された義務は、本件當

業譲渡により譲渡された店舗の賃料等を指し、過払金返還債務は含んでいない。また、承継対象外義務を定めた同契約1.4条(a)の「支払利息」とは、約定利息で計算した場合でも受領し過ぎたことによる返金や、電話を担保に取った場合の金銭の返還等を指すものであつて、過払金返還債務を意味する「超過利息」とは別概念であり、同条項は、必ずしも、過払金返還債務を承継対象外とする旨を定めたものではない。

また、マルフクと原告との間においては、過払金が発生した場合には、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁ほか。以下この合意を「充当合意」という。)を含むところ、マルフクとの基本契約が終了しておらず、また、債権は同一性を保って移転するとの債権譲渡の基本原則からすれば、被告の下でも、この充当合意は失われずに存続していたのである。このように、貸金債権と過払金返還債務は表裏一体のものとして密接に関連し、かつ、同時に存在し得ないものであって、これらを切り離して別々に処分することはできない。このことからすれば、仮に同契約1.4条(a)が、過払金返還債務を承継対象外とする合意を定めたものと解されるとしても、マルフクと被告との内部的な合意にすぎず、原告に対しては効力を有しないというべきである。

- b 本件譲渡契約によれば、被告は、マルフクから、貸金債権のみならず、顧客データ、不動産賃借権、コンピュータ、電話番号、銀行口座等の営業用の資産を包括的に取得したほか、雇用関係も原則的に引き継いでおり、契約に関わるすべてのものを承継した。また、同契約の締結について、マルフクは、株主総会の特別決議を経ることとされ、マルフクは、被告に対し競業避止義務を負い、同契約後、融資業務を

廃止した。

c 被告は、本件譲渡契約後、マルフクから承継した原告との契約の解約手続を自ら行い、貸主を被告に変更したほかは、解約に係る契約と同一内容で原告と契約書を交わし、取引を承継の前後を通じて一連のものとして処理している。

被告は、本件譲渡契約により、マルフクから原告との間の貸金契約を承継し、以後7年間以上も、貸主として、反復継続的に取引を行い、制限利率を超える利息を受領し続けた。約定利率を前提として計算した貸主の貸付債権と、制限利率を前提として計算した借主の過払金債権とは、表裏一体の関係にあること、被告は、従前、マルフクから債務を承継しないという主張はせず、過払金の返還に応じており、過払金返還債務の承継を争うようになったのは平成21年4月ころ以降のことであること、マルフクも、別件の調査嘱託において、本件譲渡契約によって、被告が過払金債務を引き受けたと認識している旨回答していることからしても、制限利率を前提として計算したマルフクの原告に対する過払金債務も承継するというのが、当事者の合理的な意思に合致する。

本件譲渡契約は、マルフクと原告との間の諾成的金銭消費貸借契約の基本契約に基づいて、被告が原告に対し、さらなる貸付けを行い、原告は被告からさらなる借入れができることが前提とされている。このことは、まさに、マルフクが、本件譲渡契約によって上記基本契約の貸主の地位を被告に移転するものであり、契約上の地位の移転にはかならない。

また、充当合意は、当座貸越契約に類似するものとして、商法上の段階的交互計算合意を含んでいると認められる。この交互計算合意が期間満了により終了するか、解除されたという事情もないのに、個々

の顧客との貸金債権だけを取り出して、これを譲渡することはできない。このことからしても、マルフクは、本件譲渡契約により、被告に対し、契約上の地位を譲渡したというべきである。

さらに、本件譲渡契約により、過払金返還債務が被告に承継されないとすると、その時点で、原告とマルフクとの契約関係は終了してしまうこととなり、同時にマルフクに対する過払金返還請求権の消滅時効の進行が開始することとなるが、このことは、借主として、基本契約に基づく継続的な貸付取引が継続する限りは、過払金返還請求権の行使をせず、新たに発生する借入金債務に充当するという充当合意に反し、借主である原告の基本契約上の地位を一方的に不利益に変更してしまうことを意味するものであり、原告にとっては、いわれのない著しい不利益となる。

マルフクから被告に債権を譲渡している他の事案で、マルフクの基本契約に基づいて貸し増しをしている例や、被告が、契約切替えの際に、マルフクとの契約について解約の手続を取っている例が散見される。また、被告は、他の合併した業者の契約については、別個に帳簿処理等をしているにもかかわらず、マルフクから譲り受けた契約については、帳簿上も一連となっており、契約番号も同一である。

d 以上にかんがみれば、本件譲渡契約は、有機的・一体として機能するマルフクの貸金業に関する物的・人的営業資産を被告に引き継がせることを目的とする営業譲渡契約であったと解するべきであり、被告は、マルフクから、原告との間の貸金債権のみならず、契約上の地位の移転を受けたこととなる。

e なお、契約上の地位の移転には、権利者の承諾を要するが、原告は、貸金債権の譲渡について承諾書を提出しているところ、本件譲渡契約で譲渡された貸金債権と過払金返還債務の表裏一体性にかんがみれ

ば、この承諾は、契約上の地位の移転についての承諾の意思表示を含むと解される。仮にそうでないとしても、原告は、本件譲渡契約後、被告に対して弁済を継続したことや、被告から借り増しにより貸付を受けたこと及び本件過払金返還請求訴訟を被告に対して提起したことにより、契約上の地位の移転につき黙示の承諾をしたというべきである。

(イ) 本件譲渡契約 9. 1 条は、「売主は、買主が以下に定める事項に起因または関連して受け、提起され、または被ったあらゆるクレーム、請求、訴訟、判決、損害、損失、負債、費用または経費について買主の被補償当事者に補償し、買主の被補償当事者が迷惑を被ることのないようにする」(一部略)との規定があり、「以下に定める事項」として規定された事項としては、「(c)譲渡対象資産(中略)に起因する債務または義務、(d)クロージング日(同日を含む。)までに売主に対して書面により主張された、超過利息の支払についての返還請求(買主がかかる請求に関して被った損失等を含む。)」がある。上記の「譲渡対象資産に起因する債務」に過払金返還債務が含まれていることは明らかであるし、マルフクとの間の基本契約が解消された上で請求されていると考えられる「クロージング日までに売主に対して書面により主張された、超過利息の支払についての返還請求」すら、被告が過払金債務を支払った上で、マルフクに求償し得ることが定められているのであるから、本件のような基本契約を解消していないと考えられる過払金請求についても、被告がその支払に応じることが前提とされているというべきである。

このような契約の定めのほか、基本契約がある場合の貸金業者の貸金債権は、与信をした上で、極度額の範囲で契約期間内に追加借入れができる状態であるから、かような負担の付いた状態の中で、途中で発生した貸金債権だけを切り離して処分することは当事者の合意に反するこ

と、原告とマルフクとの間には段階的交互計算合意があるため、期間満了ないし契約解除を前提としない個別債権の処分は許されないこと、及びこれまで被告が過払金返還債務の承継を認めて10件以上の和解に応じてきたことにも照らすと、本件譲渡契約により、被告は、原告に対する過払金返還債務を併存的に引き受けたと認めるべきである。

(ウ) 本件譲渡契約後、被告は、原告の取引先であったマルフクの大宮支店をそのまま引き継いで営業し、平成14年に、その場所において、原告に対し、「マルフクはディックに変わったので今後はディックに残金を支払って下さい」と説明し、振込先を教えて、残金を支払わせた。その後、被告は、原告に対し、電話で「借入れの枠が増えましたから事務所に来て下さい」と述べて呼び出した上、カードを利用すると便利である旨勧誘して、原告にカードを申し込ませ、平成16年1月15日に5万円を貸し付けたが、その際、マルフクとの基本契約が終了したとの説明や、マルフクに対する抗弁等を引き継がない旨の説明は一切しなかった。そして、上記の貸付けは、マルフク時代と利率及び弁済日等が全く同じであり、被告は、一般消費者である原告の無知に乗じて、原告が、マルフクの契約上の地位を被告が引き継いだと信じるような行動を取った上、原告に対して、債権譲渡の説明は一切せず、被告がマルフクに対する契約上の地位を取得したと原告に信じさせた。さらに、マルフクは、本件譲渡契約により、取引履歴を廃棄する義務を負わされたし、被告は、本件譲渡契約を締結して、マルフクの資産をほとんど譲り受けた結果、マルフクの資産がほとんど無くなることを熟知しながら、原告に対して本件譲渡契約の説明をせず、貸金弁済の請求を継続し、弁済を受け続けた。このことにより、原告は、マルフクに対して過払金の返還を請求する機会を失い、かつ、マルフクは、資産がない状況となっている。

このように、被告は、みなし弁済が成立せず、貸金債権が存在しない

ことを熟知しながら、これが成立するとの前提で、本件譲渡契約から7年以上もの間、原告から弁済を受け続け、貸付けもしているのであり、顧客拡大と約定利息による利益収受の可能性を追求する行動に出でておきながら、過払金返還を請求された途端、過払金債務をマルフクから承継していないと主張することは、信義則上許されない。

#### 被告

- (ア) a 被告は、平成14年3月29日、マルフクとの間で、本件譲渡契約を締結し、原告に対するものを含むマルフクの貸金債権を譲り受けた上、売買を原因とする債権譲渡登記を経由した。同契約においては、マルフクの貸金債権を譲り受けることは合意されているが、契約上の地位や過払金返還債務を承継する旨の合意はない。そして、承継義務を定めた同契約1.3条は、「クロージングの時点で、買主は、本契約に基づき買主に譲渡される、譲渡対象資産に基づき生じる義務のすべて（クロージング日後に発生し、かつクロージング日後に開始する期間に関するものに限る。）を承継する。」と明記し、クロージング日とは平成14年5月2日を指す（同契約3条）ので、マルフクとの取引期間中に発生した過払金返還債務を承継しないことが合意されていることとなる。また、同契約1.4条においても、過払金返還債務は「承継対象外義務」として合意されている。
- b マルフク自身も、本件譲渡契約は、営業譲渡でも契約上の地位の移転でもなく、あくまでも債権譲渡であった旨認識している。
- c 仮に、本件譲渡契約が営業譲渡契約と解されるとしても、これにより契約上の地位が当然に移転するものではなく、債権者の承諾等個別の手続が必要であるところ、本件においては、原告との間の契約上の地位の移転について、譲渡当事者であるマルフクと被告との間の合意はない上、過払金返還請求権の債権者である原告の承諾もない。また、

過払金返還請求権は、マルフクと原告との間の契約に基づくものではなく、これとは別個の民法の規定によって、本件譲渡契約当時既に発生していたものであって、契約上の地位の移転があったとしても、それだけでは、過払金返還債務は被告に移転しない。

d 被告は、本件譲渡契約後しばらくの間は、もっぱらマルフクから譲渡を受けた貸金債権についての回収のみを行っていた。被告は、平成16年1月15日に至って初めて原告に貸付けをしているが、その際には、原告の本人確認を実施し、勤務先・収入等の状況を聞き取った上、信用情報機関に照会し、当時の被告の審査基準に従って与信審査をした上で新たに基本契約を締結しているのであって、従前のマルフクと原告との契約に基づいて与信を行ったものではない。

e したがって、本件譲渡契約は営業譲渡契約ではないし、契約上の地位の移転もなく、被告がマルフクの過払金債務につき併存的債務引受けをしたともいえないのであって、被告は、マルフクから、原告に対する過払金返還債務は承継していない。

(イ) 民法1条2項は、「権利の行使及び義務の履行」について信義則が適用されると定めているのであるから、信義則によってマルフクの過払金債務が被告に移転するということはあり得ない。

本件譲渡契約が締結された平成14年当時、みなし弁済を事実上廃止した最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年最判」という。）は存在せず、下級審の判断も分かれている状況であった。このような状況下において、マルフクと被告との間で同契約が締結されたため、みなし弁済の適用を前提とした契約内容及び売買価格で債権が譲渡された。

原告は、債権譲渡につき承諾の意思表示をしているが、もし、過払金返還債務のマルフクへの帰属に疑問があれば、異議を留めて承諾すれば

足りるところ、あえて異議を留めずに承諾したのは、原告が、かかる債務については、貸金債権の譲渡とは別個に、マルフクとの間で解決すべきものと認識していたからに外ならない。かように異議を留めずに承諾している原告に対し、平成16年1月15日の貸付契約の際に、被告から改めて債権譲渡について説明する必要はない。

また、被告は、マルフクに対して、貸付債権分608億円とプレミアム113億円を支払っており、本件譲渡契約によってマルフクの資産が減少することはないし、原告が過払金返還請求権を行使する機会を被告が強制的に奪ったという事実もなく、原告は、現在でも、マルフクに対して過払金返還請求ができるのである。

したがって、被告が、原告に対して、過払金返還債務の承継を争うことが信義則に反するということにはならない。

(2) 争点(2)（マルフク及び被告についての悪意の受益者性の有無）について  
ア 原告

被告は、自己の設定した約定利率が制限利率を超過すること並びにマルフク及び被告の交付した書面が貸金業法17条及び18条の要件を充足しないことを知りながら、これらの金員の弁済を受けた。そして、被告は、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁。以下「本件特段の事情」という。）につき、個別具体的な主張、立証をしない。

また、被告の契約書には、期限の利益の喪失約款があるから、原告の弁済は任意性を欠く（平成18年最判）。

したがって、マルフク及び被告は、悪意の受益者に当たる。

イ 被告

(ア) 貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「みなし弁済規定」という。）のみなし弁済の適用要件である、同法17条所定の事項が記載された書面（17条書面）及び同法18条所定の事項が記載された書面（18条書面）の各交付についての本件特段の事情については、個別具体的な取引の状況についての主張、立証を要せず、一般的な業務体制や取引状況を主張、立証すれば足りる。

そして、原告との取引当时、被告においては、貸付けの際に17条書面を交付していたという一般的な業務体制ないし状況があった。もっとも、被告が交付していた書面には、貸金業法17条1項6号所定の「返済期間及び返済回数」が記載されていなかったが、リボルビング返済方式を採用した基本契約の下では、予めその記載をすることは不可能である上、当時は、最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁の前であり、そのような場合であっても、「返済期間及び返済回数」の省略を容認したと解される大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日蔵銀第2602号）の存在や、「返済期間及び返済回数」を記載しなければならないことを示した下級審の裁判例及び学説が大多数を占めていたという一般的な状況にはなかったことにかんがみれば、当該書面の交付について、本件特段の事情があったというべきである。

また、被告においては、18条書面の標準書式が存在し、同書式が、弁済を受ける都度、ATMから機械的に交付されていたという一般的な業務体制ないし状況があった。もっとも、この書面には貸金業法18条1項2号所定の「契約年月日」の記載がなかったが、当時は、平成18年最判の前であり、当時施行されていた貸金業の規制等に関する法律施行規則15条2項により、契約番号等の記載をもって契約年月日の記載に代えることが承認されていたため、18条書面の交付についても、本

件特段の事情があったということができる。

(イ) また、実際にも、被告は、原告に対し、各貸付け時に、契約書の控え（17条書面）を交付し、また、弁済の都度、ATMで利用明細書の控え（18条書面）を交付した。

(ウ) したがって、マルフク及び被告は、悪意の受益者ではない。

#### 裁判所の判断

点(1)（被告による過払金返還債務の承継の有無）について

##### 契約上の地位の移転及び債務引受けの有無

証拠（乙2）によれば、本件譲渡契約1.3条は、「クロージングの時点で、買主は、本契約に基づき買主に譲渡される、譲渡対象資産に基づき生じる義務のすべて（クロージング日後に発生し、かつクロージング日後に開始する期間に関するものに限る。）を承継する。」と、3条は、「（前略）譲渡対象資産の売買および本契約に規定する義務の承継の実行（『クロージング』）は、2002年5月2日午前10時（日本国東京時間）に（中略）行われるものとする。（中略）クロージングの行われる日を『クロージング日』という。」と、1.4条は、「買主は、第1.3条に明記するものを除き、売主またはそのいかなる関連会社のいかなる義務または債務（中略）も承継しない。（中略）買主は本第1.4条に定める義務及び債務を承継せず、売主はこれを引き続き負う。（a）第1.1条(a)に記載された貸付債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上の（中略）売主またはそのいかなる関連会社の義務または債務（支払利息の返還請求権を含む。），」と、1.1条(a)は「クロージング・データ・テープに定める本消費者ローン資産（後略）」とそれぞれ定めていることが認められる。

上記各条項（とりわけ、1.4条）によれば、マルフクの原告に対する過払金返還債務は、本件譲渡契約による承継の対象から、明示的に除外されていると認められる。

原告は、本件譲渡契約1.4条(a)に定める「支払利息」は、過払金返還債務を指す「超過利息」とは別の概念であり、この条項をもって、必ずしも、過払金返還債務を承継対象外とする合意を定めたものではない旨主張するところ、同契約12.1条(a)の定義規定により、「超過利息」とは過払金を指すことは明らかである(乙2)が、同契約上、「支払利息」の語の定義は存在しない。

しかしながら、そもそも、同契約1.4条は、その本文において、被告は、1.3条に定めるもの以外の義務または債務を承継しない旨定めているのであって、この本文からしても、被告はマルフクの過払金返還債務を承継しないこととなる。また、1.4条(a)における「支払利息」の語は、定義規定がない以上、通常用語として字義どおり「支払った利息」と解するのが自然であって、超過利息(過払金)を含むものであり、この語を、原告が主張するように、約定利息で計算した場合でも受領し過ぎたことによる返金や、電話を担保に取った場合の金銭の返還等を指すと解すべき根拠はない。

したがって、原告の上記主張は、採用できない。

ウ 原告は、本件譲渡契約の性質論や、貸金債権と過払金返還債務の表裏一体性、原告に対する貸付契約が諾成的消費貸借契約に当たることないしは交互計算合意の存在等を援用して、本件譲渡契約によってマルフクの原告との間の契約上の地位の移転があった旨、あるいは、被告が原告に対する過払金返還債務を併存的に引き受けた旨、るる主張する。しかしながら、同契約によっていかなる法的效果が生ずるかは、契約に具体的かつ明示的な定めがある場合には、それによって判断されるべきものであるところ、本件譲渡契約において、被告がマルフクから過払金返還債務を承継しないことが明定されている以上、同契約によってマルフクの原告との間の契約上の地位の移転があったとか、原告に対する過払金返還債務を併存的に引

き受けたと認めることはできないというほかはない。なお、同契約1.4条が、原告に対して効力を有しない旨の原告の主張は、独自の見解であつて、採用できない。

## (2) 信義則違反の有無

ア 証拠（甲7）によれば、原告は、従前、マルフクの大宮支店で取引をしていたこと、本件譲渡契約後、被告（当時の商号はディックファイナンス株式会社）は、原告に対し、書面で、「マルフクはディックに変わる」旨通知したこと、その後、被告は、原告に対し、電話で「借入れの枠が増えましたから1回事務所に来て下さい」と原告を呼び出したこと、被告は、来訪した原告に自社の振込先を教え、以後、原告は、その振込先に弁済金を振り込んだこと、その前後において、被告から原告に対して、本件譲渡契約についての説明はなかったことが認められる。また、証拠（乙11の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件譲渡契約後、平成16年1月15日に初めて原告に金員を貸し付けたが、マルフクとの契約とは利率及び弁済日等が全く同じであったことが認められ、被告がその後7年以上もの間、原告と貸付取引を継続したことは、当事者間に争いがない。

これらの事実及び証拠（甲7）に照らすと、原告は、上記のような被告の説明や対応により、マルフクとの契約をそのまま被告が引き継いだと信じて、被告と取引を継続したことが認められる。

そして、上記のような経緯や、本件譲渡契約6.10条によりマルフクが消費者ローン貸付について競業避止義務を負ったこと（乙2）にも照らすと、被告は、同契約により、単にサービスとして貸金回収業務を行うのではなく、マルフクの契約を事実上引き継いで、これを利用し、従前の顧客に対しさらに貸付けを行って利益を拡大することを図ったものと認められる。

イ のみならず、証拠（乙2）によれば、本件譲渡契約6.12条は、マル

フクが、顧客との取引履歴を廃棄する義務を負う旨定めていることが認められる。この廃棄行為は、貸金業法19条に違反するものであるが、仮にマルフクが上記条項に従って原告との取引履歴を廃棄すれば、原告から過払金返還請求を受けても、原告との取引履歴を開示できず、適切な解決に至ることができなくなってしまい、ひいては、原告が、マルフクに対する過払金返還請求を事実上断念せざるを得なくなるおそれがあることとなる。

ウ 被告は、原告が、債権譲渡につき異議を留めずに承諾の意思表示をしているとして、原告が、マルフクに対する過払金返還債権については、マルフクとの間で解決すべきものと認識していたと主張する。しかし、法律の専門家ではない原告（このことは、弁論の全趣旨により認められる。）が、上記承諾の当時、過払金返還請求権の存在を認識し、債権譲渡の承諾の法的意味を理解していたとは到底認められないであつて、マルフクから被告への債権譲渡につき異議を留めずに承諾したからといって、マルフクに対する過払金返還債権については、マルフクとの間で解決すべきものと認識していたと認めることはできない。

また、被告は、債権譲渡につき異議を留めずに承諾している原告に対し、平成16年1月15日の貸付契約締結の際に、被告から改めて債権譲渡について説明する必要はない旨主張するが、上記のとおり、原告は、法律的知識を有するとは認められない上、本件譲渡契約について、被告とは圧倒的な情報量の差があるのであるから、被告から説明を受けない限り、本件譲渡契約の意味を正確に理解せず、マルフクとの契約がそのまま被告に引き継がれたとしたとしても、無理からぬものがあるというべきである。

エ 以上のとおり、被告は、原告を含むマルフクの顧客に対してさらに貸付を行つて利益を得ることを目的として本件譲渡契約を締結し、原告は、マルフクとの契約関係がそのまま被告に引き継がれたと信じて、そのまま借

入れと弁済を継続し、他方で、原告がマルフクに対して過払金返還をすることが困難な状況に至るおそれが生じているのである。かような事情にかんがみれば、本件において、被告が、過払金債務をマルフクから承継していないと主張することは、信義則上、許されないとすべきである。

なお、被告は、民法1条2項に照らし、信義則によってマルフクの過払金債務が被告に移転するということはない旨主張するが、被告が、過払金債務をマルフクから承継していないと主張することが許されなくなることにより、その承継につき権利自白が成立したこととなり、マルフクの過払金債務が被告に移転したのと同じ結果となるのであって、被告の上記の主張は失当である。

## 2 争点(2) (マルフク及び被告についての悪意の受益者性の有無)について

- (1) 被告を含む貸金業者は、制限利率を超過した約定利率で貸付けを行った場合、みなし弁済規定が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限利率を超える利息を受領したが、その受領につきみなし弁済規定の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同規定の適用があるとの認識をしており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（本件特段の事情）があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条前段の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

- (2) ア これを本件についてみると、前記基本的事実によれば、貸金業者であるマルフク及び被告は、制限利率を超過する約定利率で原告に対して各貸付

けを行い、制限超過部分を含む各弁済の弁済金を受領したことが明らかである。そして、被告は、原告に対し、貸付け時に17条書面を交付し、また、弁済を受ける都度、18条書面を交付していた旨主張するものの、その具体的立証をしない上、貸金業法43条1項のみなし弁済の成立についての他の要件について全く主張立証をしない。したがって、本件においては、同項の適用は認められない。

イ そして、本件特段の事情については、個々の貸付け及び弁済について、具体的に主張、立証することを要すると解すべきところ、被告は、各貸付け時に17条書面を交付し、また、弁済を受ける都度、18条書面を交付する一般的な業務体制ないし状況があつた旨主張するのみで、上記のような具体的な主張、立証をしない（マルフクと原告との取引については、上記のような一般的な業務体制ないし状況すら主張しない。）から、被告において、この特段の事情が存在するとは認められない。

したがって、被告は民法704条前段の悪意の受益者に該当するというべきである。

### 3 まとめ

以上を前提に、制限利率を超えて利息としてされた弁済を制限利率に引き直して計算すると、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、平成22年9月2日の時点で、過払金100万6311円のみが生じていることとなる。

### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、過払金100万6311円及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから棄却として、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判官

原

啓一郎

債務者：(会員番号)

## 利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者：  
会員番号：  
貸金業者：CFJ合同会社

過払利率 5%

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1 H6. 7. 28	440,000		0.18				440,000		
2 H6. 8. 30		20,000	0.18	33	7,160	0	427,160	0	0
3 H6. 9. 29		20,000	0.18	30	6,319	0	413,479	0	0
4 H6. 10. 28		20,000	0.18	29	5,913	0	399,392	0	0
5 H6. 11. 29		20,000	0.18	32	6,302	0	385,694	0	0
6 H6. 12. 29		20,000	0.18	30	5,706	0	371,400	0	0
7 H6. 12. 31			0.18	2	366	366	371,400	0	0
8 H7. 1. 30		20,000	0.18	30	5,494	0	357,260	0	0
9 H7. 2. 27		20,000	0.18	28	4,933	0	342,193	0	0
10 H7. 3. 30		20,000	0.18	31	5,231	0	327,424	0	0
11 H7. 4. 15		6,890	0.18	16	2,583	0	323,117	0	0
12 H7. 4. 15		393,040	0.18	0	0	0	-69,923	0	0
13 H7. 4. 15	480,000		0.18	0	0	0	410,077	0	0
14 H7. 5. 11		20,000	0.18	26	5,257	0	395,334	0	0
15 H7. 6. 12		20,000	0.18	32	6,238	0	381,572	0	0
16 H7. 7. 11		20,000	0.18	29	5,457	0	367,029	0	0
17 H7. 8. 11		20,000	0.18	31	5,611	0	352,640	0	0
18 H7. 9. 12		20,000	0.18	32	5,564	0	338,204	0	0
19 H7. 10. 11		20,000	0.18	29	4,836	0	323,040	0	0
20 H7. 11. 11		20,000	0.18	31	4,938	0	307,978	0	0
21 H7. 12. 11		20,000	0.18	30	4,556	0	292,534	0	0
22 H7. 12. 31			0.18	20	2,885	2,885	292,534	0	0
23 H8. 1. 11		20,000	0.18	11	1,582	0	277,001	0	0
24 H8. 2. 9		20,000	0.18	29	3,950	0	260,951	0	0
25 H8. 3. 11		20,000	0.18	31	3,978	0	244,929	0	0
26 H8. 4. 12		20,000	0.18	32	3,854	0	228,783	0	0
27 H8. 5. 10		20,000	0.18	28	3,150	0	211,933	0	0
28 H8. 5. 24		6,330	0.18	14	1,459	0	207,062	0	0
29 H8. 5. 24	86,950		0.18	0	0	0	294,012	0	0
30 H8. 6. 11		12,000	0.18	18	2,602	0	284,614	0	0
31 H8. 7. 11		20,000	0.18	30	4,199	0	268,813	0	0
32 H8. 8. 12		17,000	0.18	32	4,230	0	256,043	0	0
33 H8. 9. 12		20,000	0.18	31	3,903	0	239,946	0	0
34 H8. 10. 11		20,000	0.18	29	3,422	0	223,368	0	0
35 H8. 11. 12		20,000	0.18	32	3,515	0	206,883	0	0
36 H8. 12. 11		20,000	0.18	29	2,950	0	189,833	0	0
37 H8. 12. 31			0.18	20	1,867	1,867	189,833	0	0
38 H9. 1. 8		20,000	0.18	8	748	0	172,448	0	0
39 H9. 2. 10		20,000	0.18	33	2,806	0	155,254	0	0
40 H9. 3. 11		16,000	0.18	29	2,220	0	141,474	0	0
41 H9. 4. 11		16,000	0.18	31	2,162	0	127,636	0	0
42 H9. 5. 9		20,000	0.18	28	1,762	0	109,398	0	0
43 H9. 6. 11		20,000	0.18	33	1,780	0	91,178	0	0
44 H9. 7. 11		16,000	0.18	30	1,348	0	76,526	0	0
45 H9. 8. 12		20,000	0.18	32	1,207	0	57,733	0	0

## 債務者：（会員番号）

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H9. 9. 11		20,000	0.18	30	854	0	38,587	0	0
47	H9. 10. 9		16,000	0.18	28	532	0	23,119	0	0
48	H9. 11. 6		16,000	0.18	28	319	0	7,438	0	0
49	H9. 12. 10		17,000	0.18	34	124	0	-9,438	0	0
50	H9. 12. 31			0.18	21	0	0	-9,438	-27	-27
51	H10. 1. 12		20,000	0.18	12	0	0	-29,438	-15	-42
52	H10. 2. 10		18,000	0.18	29	0	0	-47,438	-116	-158
53	H10. 3. 11		17,000	0.18	29	0	0	-64,438	-188	-346
54	H10. 4. 9		20,000	0.18	29	0	0	-84,438	-255	-601
55	H10. 5. 11		19,000	0.18	32	0	0	-103,438	-370	-971
56	H10. 6. 11		20,000	0.18	31	0	0	-123,438	-439	-1,410
57	H10. 7. 9		20,000	0.18	28	0	0	-143,438	-473	-1,883
58	H10. 8. 11		20,000	0.18	33	0	0	-163,438	-648	-2,531
59	H10. 9. 14		16,000	0.18	34	0	0	-179,438	-761	-3,292
60	H10. 10. 12		20,000	0.18	28	0	0	-199,438	-688	-3,980
61	H10. 11. 12		16,000	0.18	31	0	0	-215,438	-846	-4,826
62	H10. 12. 11		17,000	0.18	29	0	0	-232,438	-855	-5,681
63	H10. 12. 31			0.18	20	0	0	-232,438	-636	-6,317
64	H11. 1. 12		16,000	0.18	12	0	0	-248,438	-382	-6,699
65	H11. 2. 12		18,000	0.18	31	0	0	-266,438	-1,055	-7,754
66	H11. 3. 12		18,000	0.18	28	0	0	-284,438	-1,021	-8,775
67	H11. 4. 12		17,000	0.18	31	0	0	-301,438	-1,207	-9,982
68	H11. 5. 11		17,000	0.18	29	0	0	-318,438	-1,197	-11,179
69	H11. 6. 11		17,000	0.18	31	0	0	-335,438	-1,352	-12,531
70	H11. 7. 12		17,000	0.18	31	0	0	-352,438	-1,424	-13,955
71	H11. 8. 11		17,000	0.18	30	0	0	-369,438	-1,448	-15,403
72	H11. 9. 10		16,000	0.18	30	0	0	-385,438	-1,518	-16,921
73	H11. 10. 12		16,000	0.18	32	0	0	-401,438	-1,689	-18,610
74	H11. 11. 11		17,000	0.18	30	0	0	-418,438	-1,649	-20,259
75	H11. 12. 13		17,000	0.18	32	0	0	-435,438	-1,834	-22,093
76	H11. 12. 31			0.18	18	0	0	-435,438	-1,073	-23,166
77	H12. 1. 12		16,000	0.18	12	0	0	-451,438	-713	-23,879
78	H12. 2. 10		16,000	0.18	29	0	0	-467,438	-1,788	-25,667
79	H12. 3. 10		16,000	0.18	29	0	0	-483,438	-1,851	-27,518
80	H12. 4. 12		17,000	0.18	33	0	0	-500,438	-2,179	-29,697
81	H12. 5. 12		16,000	0.18	30	0	0	-516,438	-2,050	-31,747
82	H12. 6. 12		16,000	0.18	31	0	0	-532,438	-2,187	-33,934
83	H12. 7. 12		16,000	0.18	30	0	0	-548,438	-2,182	-36,116
84	H12. 8. 11		16,000	0.18	30	0	0	-564,438	-2,247	-38,363
85	H12. 9. 11		16,000	0.18	31	0	0	-580,438	-2,390	-40,753
86	H12. 10. 11		16,000	0.18	30	0	0	-596,438	-2,378	-43,131
87	H12. 11. 13		16,000	0.18	33	0	0	-612,438	-2,688	-45,819
88	H12. 12. 13		16,000	0.18	30	0	0	-628,438	-2,509	-48,328
89	H12. 12. 31			0.18	18	0	0	-628,438	-1,545	-49,873
90	H13. 1. 12		16,000	0.18	12	0	0	-644,438	-1,033	-50,906
91	H13. 2. 13		16,000	0.18	32	0	0	-660,438	-2,824	-53,730
92	H13. 3. 12		16,000	0.18	27	0	0	-676,438	-2,442	-56,172
93	H13. 4. 12		16,000	0.18	31	0	0	-692,438	-2,872	-59,044
94	H13. 5. 11		16,000	0.18	29	0	0	-708,438	-2,750	-61,794
95	H13. 6. 11		15,000	0.18	31	0	0	-723,438	-3,008	-64,802
96	H13. 7. 11		15,000	0.18	30	0	0	-738,438	-2,973	-67,775
97	H13. 7. 12		230	0.18	1	0	0	-738,668	-101	-67,876

## 債務者：（会員番号）

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H13. 7. 12		216,520	0.18	0	0	0	-955,188	0	-67,876
99	H13. 7. 12	750,000		0.18	0	0	0	-273,064	0	0
100	H13. 8. 9		20,000	0.18	28	0	0	-293,064	-1,047	-1,047
101	H13. 9. 11		20,000	0.18	33	0	0	-313,064	-1,324	-2,371
102	H13. 10. 12		20,000	0.18	31	0	0	-333,064	-1,329	-3,700
103	H13. 11. 12		20,000	0.18	31	0	0	-353,064	-1,414	-5,114
104	H13. 12. 12		20,000	0.18	30	0	0	-373,064	-1,450	-6,564
105	H13. 12. 31			0.18	19	0	0	-373,064	-970	-7,534
106	H14. 1. 11		20,000	0.18	11	0	0	-393,064	-562	-8,096
107	H14. 2. 13		20,000	0.18	33	0	0	-413,064	-1,776	-9,872
108	H14. 3. 12		20,000	0.18	27	0	0	-433,064	-1,527	-11,399
109	H14. 4. 11		20,000	0.18	30	0	0	-453,064	-1,779	-13,178
110	H14. 5. 13		20,000	0.18	32	0	0	-473,064	-1,986	-15,164
111	H14. 6. 12		20,000	0.18	30	0	0	-493,064	-1,944	-17,108
112	H14. 7. 5		23,000	0.18	23	0	0	-516,064	-1,553	-18,661
113	H14. 8. 8		29,000	0.18	34	0	0	-545,064	-2,403	-21,064
114	H14. 9. 11		30,000	0.18	34	0	0	-575,064	-2,538	-23,602
115	H14. 10. 10		29,000	0.18	29	0	0	-604,064	-2,284	-25,886
116	H14. 11. 11		29,000	0.18	32	0	0	-633,064	-2,647	-28,533
117	H14. 12. 11		29,000	0.18	30	0	0	-662,064	-2,601	-31,134
118	H14. 12. 31			0.18	20	0	0	-662,064	-1,813	-32,947
119	H15. 1. 9		29,000	0.18	9	0	0	-691,064	-816	-33,763
120	H15. 2. 6		29,000	0.18	28	0	0	-720,064	-2,650	-36,413
121	H15. 3. 7		30,000	0.18	29	0	0	-750,064	-2,860	-39,273
122	H15. 4. 10		30,000	0.18	34	0	0	-780,064	-3,493	-42,766
123	H15. 5. 6		30,000	0.18	26	0	0	-810,064	-2,778	-45,544
124	H15. 6. 12		30,000	0.18	37	0	0	-840,064	-4,105	-49,649
125	H15. 7. 11		30,000	0.18	29	0	0	-870,064	-3,337	-52,986
126	H15. 8. 11		30,000	0.18	31	0	0	-900,064	-3,694	-56,680
127	H15. 9. 11		30,000	0.18	31	0	0	-930,064	-3,822	-60,502
128	H15. 10. 9		30,000	0.18	28	0	0	-960,064	-3,567	-64,069
129	H15. 11. 12		30,000	0.18	34	0	0	-990,064	-4,471	-68,540
130	H15. 12. 12		30,000	0.18	30	0	0	-1,020,064	-4,068	-72,608
131	H15. 12. 31			0.18	19	0	0	-1,020,064	-2,654	-75,262
132	H16. 1. 8		30,000	0.18	8	0	0	-1,050,064	-1,114	-76,376
133	H16. 1. 15	50,000		0.18	7	0	0	-1,050,064	-1,004	-27,380
134	H16. 1. 23	100,000		0.18	8	0	0	-978,591	-1,147	0
135	H16. 2. 9		31,000	0.18	17	0	0	-1,009,591	-2,272	-2,272
136	H16. 3. 10		31,000	0.18	30	0	0	-1,040,591	-4,137	-6,409
137	H16. 4. 6	120,000		0.18	27	0	0	-930,838	-3,838	0
138	H16. 4. 9		31,000	0.18	3	0	0	-961,838	-381	-381
139	H16. 5. 10		31,000	0.18	31	0	0	-992,838	-4,073	-4,454
140	H16. 5. 22	50,000		0.18	12	0	0	-948,919	-1,627	0
141	H16. 5. 30	50,000		0.18	8	0	0	-899,956	-1,037	0
142	H16. 6. 4	70,000		0.18	5	0	0	-830,570	-614	0
143	H16. 6. 8		30,000	0.18	4	0	0	-860,570	-453	-453
144	H16. 6. 9	10,000		0.18	1	0	0	-851,140	-117	0
145	H16. 7. 9		20,000	0.18	30	0	0	-871,140	-3,488	-3,488
146	H16. 7. 14		5,000	0.18	5	0	0	-876,140	-595	-4,083
147	H16. 8. 10		25,000	0.18	27	0	0	-901,140	-3,231	-7,314
148	H16. 9. 9		25,000	0.18	30	0	0	-926,140	-3,693	-11,007
149	H16. 9. 20	10,000		0.18	11	0	0	-926,140	-1,391	-2,398

債務者：（会員番号）

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H16. 9. 20	9,000		0.18	0	0	0	-919,538	0	0
151	H16. 10. 7		25,000	0.18	17	0	0	-944,538	-2,135	-2,135
152	H16. 10. 19		3,000	0.18	12	0	0	-947,538	-1,548	-3,683
153	H16. 11. 10		30,000	0.18	22	0	0	-977,538	-2,847	-6,530
154	H16. 11. 27	10,000		0.18	17	0	0	-976,338	-2,270	0
155	H16. 12. 9		30,000	0.18	12	0	0	-1,006,338	-1,600	-1,600
156	H16. 12. 31			0.18	22	0	0	-1,006,338	-3,024	-4,624
157	H17. 1. 10		30,000	0.18	10	0	0	-1,036,338	-1,378	-6,002
158	H17. 2. 9		30,000	0.18	30	0	0	-1,066,338	-4,258	-10,260
159	H17. 3. 10		30,000	0.18	29	0	0	-1,096,338	-4,236	-14,496
160	H17. 4. 10		30,000	0.18	31	0	0	-1,126,338	-4,655	-19,151
161	H17. 5. 4	50,000		0.18	24	0	0	-1,099,192	-3,703	0
162	H17. 5. 10		30,000	0.18	6	0	0	-1,129,192	-903	-903
163	H17. 6. 9		30,000	0.18	30	0	0	-1,159,192	-4,640	-5,543
164	H17. 7. 10		30,000	0.18	31	0	0	-1,189,192	-4,922	-10,465
165	H17. 8. 9		30,000	0.18	30	0	0	-1,219,192	-4,887	-15,352
166	H17. 9. 8		30,000	0.18	30	0	0	-1,249,192	-5,010	-20,362
167	H17. 9. 20	50,000		0.18	12	0	0	-1,221,607	-2,053	0
168	H17. 9. 20	60,000		0.18	0	0	0	-1,161,607	0	0
169	H17. 9. 22	50,000		0.18	2	0	0	-1,111,925	-318	0
170	H17. 9. 27	100,000		0.18	5	0	0	-1,012,686	-761	0
171	H17. 10. 9		30,000	0.18	12	0	0	-1,042,686	-1,664	-1,664
172	H17. 10. 15		5,000	0.18	6	0	0	-1,047,686	-857	-2,521
173	H17. 11. 9		35,000	0.18	25	0	0	-1,082,686	-3,587	-6,108
174	H17. 11. 26	100,000		0.18	17	0	0	-991,315	-2,521	0
175	H17. 12. 10		35,000	0.18	14	0	0	-1,026,315	-1,901	-1,901
176	H17. 12. 25	20,000		0.18	15	0	0	-1,010,324	-2,108	0
177	H17. 12. 31			0.18	6	0	0	-1,010,324	-830	-830
178	H18. 1. 10		40,000	0.18	10	0	0	-1,050,324	-1,384	-2,214
179	H18. 2. 9		40,000	0.18	30	0	0	-1,090,324	-4,316	-6,530
180	H18. 2. 19	70,000		0.18	10	0	0	-1,028,347	-1,493	0
181	H18. 2. 22	40,000		0.18	3	0	0	-988,769	-422	0
182	H18. 3. 10		40,000	0.18	16	0	0	-1,028,769	-2,167	-2,167
183	H18. 4. 2	10,000		0.18	23	0	0	-1,024,177	-3,241	0
184	H18. 4. 10		40,000	0.18	8	0	0	-1,064,177	-1,122	-1,122
185	H18. 4. 21	10,000		0.18	11	0	0	-1,056,902	-1,603	0
186	H18. 5. 10		40,000	0.18	19	0	0	-1,096,902	-2,750	-2,750
187	H18. 6. 9		40,000	0.18	30	0	0	-1,136,902	-4,507	-7,257
188	H18. 7. 10		40,000	0.18	31	0	0	-1,176,902	-4,827	-12,084
189	H18. 7. 20	40,000		0.18	10	0	0	-1,150,598	-1,612	0
190	H18. 8. 10		40,000	0.18	21	0	0	-1,190,598	-3,309	-3,309
191	H18. 8. 13	10,000		0.18	3	0	0	-1,184,396	-489	0
192	H18. 9. 10		40,000	0.18	28	0	0	-1,224,396	-4,542	-4,542
193	H18. 9. 27	10,000		0.18	17	0	0	-1,221,789	-2,851	0
194	H18. 10. 10		40,000	0.18	13	0	0	-1,261,789	-2,175	-2,175
195	H18. 10. 25	10,000		0.18	15	0	0	-1,256,556	-2,592	0
196	H18. 11. 11		40,000	0.18	17	0	0	-1,296,556	-2,926	-2,926
197	H18. 11. 16	100,000		0.18	5	0	0	-1,200,370	-888	0
198	H18. 11. 21	60,000		0.18	5	0	0	-1,141,192	-822	0
199	H18. 11. 27	30,000		0.18	6	0	0	-1,112,129	-937	0
200	H18. 12. 10		50,000	0.18	13	0	0	-1,162,129	-1,980	-1,980
201	H18. 12. 15	30,000		0.18	5	0	0	-1,134,904	-795	0

## 債務者：（会員番号）

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
202 H18.12.16	50,000		0.18	1	0	0	-1,085,059	-155	0
203 H18.12.19	30,000		0.18	3	0	0	-1,055,504	-445	0
204 H18.12.31			0.18	12	0	0	-1,055,504	-1,735	-1,735
205 H19.1.6	130,000		0.18	6	0	0	-928,106	-867	0
206 H19.1.9		55,000	0.18	3	0	0	-983,106	-381	-381
207 H19.1.9	30,000		0.18	0	0	0	-953,487	0	0
208 H19.1.17	50,000		0.18	8	0	0	-904,531	-1,044	0
209 H19.1.26	20,000		0.18	9	0	0	-885,646	-1,115	0
210 H19.2.11		60,000	0.18	16	0	0	-945,646	-1,941	-1,941
211 H19.2.23	30,000		0.18	12	0	0	-919,141	-1,554	0
212 H19.2.26	8,000		0.18	3	0	0	-911,518	-377	0
213 H19.3.11		60,000	0.18	13	0	0	-971,518	-1,623	-1,623
214 H19.3.13	23,000		0.18	2	0	0	-950,407	-266	0
215 H19.4.11		60,000	0.18	29	0	0	-1,010,407	-3,775	-3,775
216 H19.4.15	18,000		0.18	4	0	0	-996,735	-553	0
217 H19.5.10		60,000	0.18	25	0	0	-1,056,735	-3,413	-3,413
218 H19.5.13	20,000		0.18	3	0	0	-1,040,582	-434	0
219 H19.6.11		60,000	0.18	29	0	0	-1,100,582	-4,133	-4,133
220 H19.6.17	17,000		0.18	6	0	0	-1,088,619	-904	0
221 H19.7.11		60,000	0.18	24	0	0	-1,148,619	-3,579	-3,579
222 H19.7.13	19,000		0.18	2	0	0	-1,133,512	-314	0
223 H19.8.12		60,000	0.18	30	0	0	-1,193,512	-4,658	-4,658
224 H19.8.16	17,000		0.18	4	0	0	-1,181,823	-653	0
225 H19.9.11		60,000	0.18	26	0	0	-1,241,823	-4,209	-4,209
226 H19.9.14	19,000		0.18	3	0	0	-1,227,542	-510	0
227 H19.10.11		60,000	0.18	27	0	0	-1,287,542	-4,540	-4,540
228 H19.10.13	19,000		0.18	2	0	0	-1,273,434	-352	0
229 H19.11.11		60,000	0.18	29	0	0	-1,333,434	-5,058	-5,058
230 H19.11.23	18,000		0.18	12	0	0	-1,322,683	-2,191	0
231 H19.12.11		60,000	0.18	18	0	0	-1,382,683	-3,261	-3,261
232 H19.12.31			0.18	20	0	0	-1,382,683	-3,788	-7,049
233 H20.1.11		60,000	0.18	11	0	0	-1,442,683	-2,077	-9,126
234 H20.1.22	38,000		0.18	11	0	0	-1,415,976	-2,167	0
235 H20.2.9		60,000	0.18	18	0	0	-1,475,976	-3,481	-3,481
236 H20.2.24	21,000		0.18	15	0	0	-1,461,481	-3,024	0
237 H20.3.10		60,000	0.18	15	0	0	-1,521,481	-2,994	-2,994
238 H20.3.20	19,000		0.18	10	0	0	-1,507,553	-2,078	0
239 H20.4.11		60,000	0.18	22	0	0	-1,567,553	-4,530	-4,530
240 H20.4.18	17,000		0.18	7	0	0	-1,556,582	-1,499	0
241 H20.5.11		60,000	0.18	23	0	0	-1,616,582	-4,890	-4,890
242 H20.5.13	19,000		0.18	2	0	0	-1,602,913	-441	0
243 H20.6.11		60,000	0.18	29	0	0	-1,662,913	-6,350	-6,350
244 H20.6.15	18,000		0.18	4	0	0	-1,652,171	-908	0
245 H20.7.10		60,000	0.18	25	0	0	-1,712,171	-5,642	-5,642
246 H20.7.15	20,000		0.18	5	0	0	-1,698,982	-1,169	0
247 H20.8.10		60,000	0.18	26	0	0	-1,758,982	-6,034	-6,034
248 H20.8.14	18,000		0.18	4	0	0	-1,747,977	-961	0
249 H20.9.11		60,000	0.18	28	0	0	-1,807,977	-6,686	-6,686
250 H20.9.13	17,000		0.18	2	0	0	-1,798,156	-493	0
251 H20.10.10		60,000	0.18	27	0	0	-1,858,156	-6,632	-6,632
252 H20.10.17	21,000		0.18	7	0	0	-1,845,564	-1,776	0
253 H20.11.11		60,000	0.18	25	0	0	-1,905,564	-6,303	-6,303

## 債務者：（会員番号）

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
254	H20. 11. 23	10,000		0.18	12	0	0	-1,904,990	-3,123	0
255	H20. 12. 10		60,000	0.18	17	0	0	-1,964,990	-4,424	-4,424
256	H20. 12. 31			0.18	21	0	0	-1,964,990	-5,637	-10,061
257	H21. 1. 4	20,000		0.18	4	0	0	-1,956,127	-1,076	0
258	H21. 1. 10		60,000	0.18	6	0	0	-2,016,127	-1,607	-1,607
259	H21. 1. 13	20,000		0.18	3	0	0	-1,998,562	-828	0
260	H21. 2. 11		60,000	0.18	29	0	0	-2,058,562	-7,939	-7,939
261	H21. 3. 9		60,000	0.18	26	0	0	-2,118,562	-7,331	-15,270
262	H21. 4. 11		60,000	0.18	33	0	0	-2,178,562	-9,577	-24,847
263	H21. 11. 26			0.18	229	0	0	-2,178,562	-68,341	-93,188
264	H22. 9. 2	1,349,000		0.18	280	0	0	-1,006,311	-83,561	0
265				0.18	0	0	0	0	0	0
266				0.18	0	0	0	0	0	0
267	合計	5,210,950	5,752,010	0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成 23 年 10 月 16 日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 村井昌枝